

払戻金制度に関する事項

当事業所は払戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または一部を払い戻しする制度）を設けています。詳細以下

当社は、採用決定者が入社内定承諾日より一定の期間内に、専ら採用決定者の都合により退職し、または専ら採用決定者の責めに帰すべき事由により懲戒解雇されたときは、採用決定者入社内定承諾日を起算日として下記に定める条件に従い、対価の一部を求人者に返還するものとする。但し、採用決定者に対する求人者の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・内定承諾日から 30 日以内に内定辞退または退職があった場合:手数料の 80%
- ・内定承諾日から 31 日以上 60 日以内に内定辞退または退職があった場合:手数料の 50%
- ・内定承諾日から 61 日以上 90 日以内に内定辞退または退職があった場合:手数料の 30%